

要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進事業実施要綱

令和 5 年 6 月 2 日

5 福保高介第 4 3 2 号

令和 7 年 3 月 1 2 日

最終改正 6 福祉高介第 2 3 3 4 号

(目的)

第 1 条 科学的介護の定着・促進に向けて、導入の意義やメリット等について事業者へ周知を行うとともに、要介護度等の維持・改善につながる取組の評価や、自立支援に向けた事業者の先進的な取組への支援及びその成果の都へのフィードバックにより、高齢者等の自立支援・重度化防止の取組を促進することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、本事業の運営を適正な事業運営が可能と認められる団体等に委託して実施できるものとする。

(事業内容)

第 3 条 都は、以下の取組を実施する。

一 科学的介護定着促進事業

都内事業所における科学的介護（エビデンスに基づく介護）の実現を目指し、各事業所において PDCA サイクルを回しながらケアの質の向上に向けた取組を行うことの浸透・定着を促進する。

二 要介護度等改善促進事業

利用者の A D L（日常生活動作）及び要介護の維持・改善に資する取組を行った事業所に対し、都独自に報奨金を支給することにより、要介護高齢者の自立支援及び重度化防止の取組を促進する。

三 自立支援に向けた事業者の取組支援事業

自立支援に向けた事業者の先進的な取組への支援及びその成果の都へのフィードバックにより、高齢者等の自立支援・重度化防止の取組を促進する。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項は別に定める。

附 則（令和 5 年 6 月 2 日付 5 福保高介第 4 3 2 号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 1 2 日付 6 福祉高介第 2 3 3 4 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。